

令和 2 年 2 月 5 日

八重山労働基準監督署

広報担当者

監督・安衛課 菊池真司

電話 0980-82-2344

八重山労働基準監督署からのお知らせ

八重山の事業主の皆様へ

令和 2 年 4 月 1 日（2020 年 4 月 1 日）から 36 協定届が新様式となります。



事業主の皆さん、36 協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）を毎年届出していただきありがとうございます。

働き方改革に伴い、労働基準法が改正され、令和 2 年 4 月 1 日（2020 年 4 月 1 日）から 36 協定届の様式が変更となります。

36 協定届の有効期間が、令和 2 年 4 月 1 日あるいは、2020 年 4 月 1 日以降の日付からとなる場合、以前の 36 協定届の様式でご提出いただ

いても法律に定める要件を満たしていないければ受理することができません。

36協定届の新様式については、厚生労働省や沖縄労働局ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

また厚生労働省では、事業主さんのために、36協定届等作成支援ツールを提供しています。この支援ツールは、基本事項等を入力し、項目を選択していくと簡単に新様式での36協定届が作成され、それを印刷することで、監督署に届出を行うことができます。また、保存することもできますので、次回届出する際に活用することもできます。また、就業規則の作成支援ツールもありますのであわせて別添資料を参考にしてご活用ください。

36協定届の作成や届出等に、ご不明な点やご相談がございましたら、八重山労働基準監督署（0980-82-2344）にご気軽にお問い合わせください。





事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

スタートアップ労働条件

WEB診断

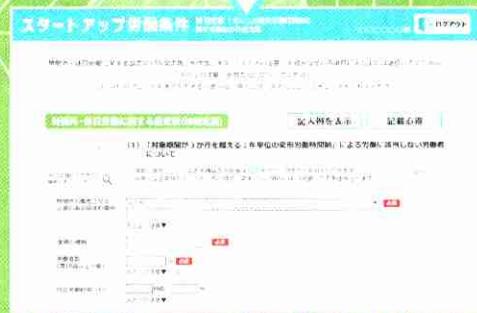
※PC・スマートフォン・タブレット
端末に対応しています



労務管理・安全衛生管理の
設問に答えて、労働条件や
就労環境が診断できます

36協定届等 作成支援ツール

※PCに対応しています



使いやすくリニューアル!

労働基準監督署にそのまま
提出できる36協定届を
作成できます

就業規則作成 支援ツール

※PCに対応しています



労働基準監督署にそのまま
提出できる就業規則を作成
できます



スタートアップ労働条件 そのまま使える36協定届を作りませんか？

36協定届作成の流れ

時間外労働を行うには、サブローク(36)協定届が必要です。
36協定届を作成しようとしている事業者様、是非お役立てください。

※一年単位の変形労働時間制に関する書面(協定届、労使協定書、労働日等を定めたカレンダー)の作成支援ツールも同時公開中



データを入力

使いやすくリニューアル！

画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。

・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。・協定届様式を用いて協定する場合は、労使ともに署名または記名押印をしてください。



出力

実際の36協定届として出力されます。



提出



管轄の労働基準署にそのまま届け出ることができます。

※使用者の署名または記名押印が必要です。

スタートアップ労働条件 そのまま使える 就業規則を作りませんか？

就業規則作成の流れ

常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。是非お役立てください。



データを入力

画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



出力

就業規則のPDFデータを出力できます。



提出



就業規則

平成31年1月1日

管轄の労働基準署にそのまま届け出ることができます。

